

建設経済常任委員会記録

令和3年7月26日（月）

場所：鳥栖市議会 第3委員会室

令和3年7月26日 日程

| 日次 | 月日 | 摘要 |
|-----|----------|------------------------------------|
| 第1日 | 7月26日(月) | 所管事務調査 報告書のまとめ方について 〔協議〕 |

1 出席委員氏名

委員長 松隈清之

副委員長 西依義規

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 内川隆則

委員 古賀和仁

委員 飛松妙子

2 欠席委員氏名

なし

3 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 赤司和広

4 日程

所管事務調査

報告書のまとめ方について

[協議]

5 傍聴者

なし

6 その他

なし

ど。(発言する者あり)

それで、その後から調査結果ということで、まず道路インフラ整備(国道・県道・市道等)ということですが、読み上げますかね。

概要として、「九州道路交通の要衝として、今なお人口増加を続け発展する本市にとって、道路問題の解決は核心的なテーマである。しかし、現状、国道3号・34号等の交通渋滞は慢性化し、交通量の増加に対して本市の市道等の整備は遅れ、狭隘な道路は域内交通の妨げとなるばかりでなく、歩行者や自転車等の安全も十分に図られていない。また、狭隘な道路は市街化区域の開発を阻害し、空き家等の増加につながるものが懸念される。したがって、本市の持続的な発展のためには全市的な道路体系の検証とさらなる道路整備が必要である。」

という概要から、次に、まず国道についてでございますけど、国道は、実はあんまり議論してないんですよ。

基本的には、今進められてる計画を、早期整備と新たなバイパス、34号バイパスとかですね。

3号線につきましては、今計画されてるところより南のほうについて要望していかなければならないというような形で書かせていただいております。

これはいいですか、皆さん。この国道についての記述については、何か書き加えたいこととか変更したいことございますか。

正直、あんまり議論はしてないんですよ、国道については。

ただ、一般論として、鳥栖市にとってこういうことが必要だなというところはこんな感じでよろしいですか、国道については。何か追加したいこととかありますか。

古賀和仁委員

3号線のところの整備については、ビアントス前の信号以南のところの整備についての調査費を早急につけていただくよう、国をお願いをしていただきたいと思います。

松隈清之委員長

ここでは、今言われたのが、1行目の終わりから2行目にある分、鳥栖拡幅以南の整備計画ですよ。ここの部分ですかね。

古賀和仁委員

調査費をつけていただきたいということで。

松隈清之委員長

一応これ、市に対する提言なので、あまり細かく調査先の要望とかしても、国に対して要望書を出すわけではないので。

当然、ここら辺は市も分かっているとは思いますが、あんまり細かく書くほどのことも

ないかなと。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

じゃあ次、県道。

県道につきましても、あくまで既存の計画と、それから計画の先ということで、まず、県道佐賀川久保鳥栖線の一本杉住宅入口交差点までを早く終わってもらいたいということと、その先の立石交差点までの整備計画の早期策定。

それから、中原鳥栖線の今下野交差点まで計画になっておりますけれども、そこまでのを早くやっていただくということと、江口長門石江島線までの整備計画の早期策定ということで、ここも既存の路線で早く進めていただきたいということ、進めていかなければならないという認識で入ってますけど。

ここもよろしいですか。何かこれに加えることとかあればまだ言っていただいてもいいですけど。

〔発言する者なし〕

いいですか。またあったら、後からでも結構なんで、言ってください。

次、市道。

ここが一番議論したところなんですけれども、道路インフラ整備の市道の部分について、「市道については、都市計画道路の整備が段階的に進められているが、市内の生活道路では未だ狭隘な道路も多く、整備が遅れていると言わざるを得ない。現在、生活道路の拡幅の手段として、「鳥栖市地域との協働による安全安心の道づくり事業」があるが、十分に効果を発揮しているとは言い難い状況である。制度の活用が進んでいない原因としては、現行制度の要件が地権者にとってメリットが少ないことが挙げられる。狭隘な道路の拡幅は交通の安全のみならず、市街化区域内の未利用地の利用促進や空き家対策にもつながることを考慮するならば、現行制度を見直して活用が促進されるよう取り組む必要がある。」

という表現をしております。

どうぞ、御意見あればいいですよ。基本的には道路インフラ整備のところなんですけど。

いいですか。

西依義規委員

現行制度の要件が地権者にとってメリットが少ないっていうところを——今、寄附だけでしょう。だけん寄附っていうのを強く言ったほうがいいんじゃないかなと。

現行制度っていうのが後から出てくるんですけど。この場で今現行制度っていうのがどう地権者にとってメリットが少ないか、この文章だけではまず分からないんで。

寄附によるなど何々という、地権者の寄附にしか頼ってない制度であることを言わないといけないかなと思うんで。

文書での入れ方は、その前後含めてどこかに、この現行制度の要件というところに、括弧寄附——要は、寄附に頼ってるけん全然進まないんですよ、今。

それを、多分この後出てくる買収や奨励金に移行する前段階として、そういうのを入れたらどうかなあとと思いますけど、いかがですかね。

松隈清之委員長

どうでしょう。

内川隆則委員

今の制度でも、一般質問でもやったけど、セットバックする測量と登記料。

これも、自分持ちやったわけ、今まで。だから、それだけは市が持ちましようっていうふうになったたい。登記でん何でん安かろうばってん、測量代が高かけんね。

だから、そういうふうな現行制度でも改善された部分はあるとたい。

だから、あんまり詳しく書かんでもよかつちやなか。（「了解です」と呼ぶ者あり）

松隈清之委員長

分かりました。じゃあ、次行きますね。

今までのが、現状と委員会としての認識と。それぞれの国道、県道、市道に対する委員会の認識というところで。

次からが提言になります。

「国・県道に関しては、引き続き要望活動を継続されたい。

市道に関しては、路面等の維持管理だけでなく、生活道路として交通の安全が確保されるよう拡幅等に積極的に取り組むべきであり、特に通学路については、児童生徒の安全確保の観点から整備を急ぐべきである。そのためにも、中長期的な視点に立った道路整備計画と財源の確保が必要である。

現行制度である「鳥栖市地域との協働による安全安心の道づくり事業」については、先述のとおり、地権者のメリットが少なく大幅な見直しが必要である。

以下、委員会の見直し案を参考にされたい。」

ということで、次のページに委員会としての見直し案を出させていただきます。

前回……、前々回かな。こんな感じでいいですか、ということで皆さんにお聞きした内容で書いておりますけど。

さらに、変更を加えたいということであれば、まだ全然間に合いますんで、御意見を伺いたいと思います。

まず、対象路線が、今は区長さんからの要望のある路線についてということになっておりますけど、これを通学路点検や各町区からの要望を踏まえて、小学校区ごとに対象箇所を選定すると。小学校区ごとに整備計画を作成するというのを備考に入れております。

拡幅前の幅員については、現行は里道、4メートル以下の市道となっておりますけれども、これは、現況に照らして安全上問題が認められる場合には、4メートル以上の道路についても検討すると。

それから、拡幅後の幅員はおおむね6メートル以上となっておりますけど、これが委員会としては、可能な限り6メートル以上が望ましいが、周辺の状況や土地所有者等との調整を踏まえて柔軟に判断すると。

基本的には、6メートル以上が望ましいけれども、どうしてもそれができない場合は部分的にそれが達成されないケースがあったとしても、そこは柔軟にやってもどうかということですね。それで、全然進まないよりは、進めていったほうが良いと。

用地については、今のところ寄附になっておりますけど、買収や奨励金による用地確保を考えてはどうかということですね。

工事については、工作物がないことなどの条件がありますけれども、これは工作物の補償や奨励金にて対応することを提案すると。

今、地元調整は地域がやるということになっておりますけど、これは地域と市が協力して地元調整を行うと。

町区や関係機関との調整の上、整備計画を作成する、というような形の見直し案になっております。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

続きまして、次の浸水対策、議論をいくつかしてきたんですけども、後から述べますけれども、提言内容についてあまりうまく詰めていなかったもので、今日、そこも含めてやっていきたいと思っております。

まず、概要につきまして、「浸水対策については、これまで排水路整備や河川の浚渫等が行われてきている。しかしながら、近年のゲリラ豪雨や台風等により短時間に大量の雨水が流入した際に、道路の冠水や床上、床下浸水が繰り返されており、抜本的な改善には至っていない。

国も令和2年度より、河川流域全体のあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、いわゆる「流域治水」への転換を進めており、本市でもこれまでの治水対策から方針を転換して、被害発生場所の局地的な対策だけでなく全市的な治水対策が求められ

ている。」

という概要がありまして。

浸水対策として、「本市で浸水被害が報告されている地域については、鳥栖駅西側（京町付近）、曾根崎町（ウグメ田団地付近）、西田川上流部（儀徳町付近）、県道17号線（真木町付近）等が挙げられる。

鳥栖駅西側の浸水については、令和2年度の雨水解析業務により調査が行われ対策が取られる予定となっている。曾根崎町については、護岸の嵩上げや逆流防止施設の設置が検討されており、併せて大木川や山下川、大野川の浚渫工事が順次進められている。また、西田川については佐賀県により河川改修事業が進められているが、完成時期は令和11年度までとなっており、効果が出るまでには時間がかかると思われる。県道17号線については、幹線道路でもあり冠水による影響は大きく、佐賀県でも対策が検討されているが、整備計画の策定には至っていない。」

という状況であります。

そこで、提言なんですけれども、「河川の浚渫や排水路整備については引き続き行う必要があるものの、それだけでは十分とは言えない。

流域治水の考え方に基づいて、浸水被害の該当地区だけでなく、全市的に地下浸透や貯留など河川への雨水の流入自体をコントロールすることを長期的な施策の目標とし、全庁的かつ全市民（企業も含む）が取り組むべき施策として構築すべきである。

そのためにも、まずは流域治水の担当を明確にすることが重要である。市民の生命・財産に関わる、本市にとって重要な課題であり、複数の部にまたがる施策となるため、調整機能としての役割が求められる。」

で、以下、取組の例を次のページに挙げております。

「歩道や駐車場などの強度を求められない場所は浸透性の材料とする。」地下に水が浸透するような材料を使って整備するということですね。

「側溝等に浸透性の材料を使用する。」これも同じようなものなんですけれども、浸透する材料の側溝等も今あります。

「公園や運動場などに雨水貯留浸透施設を導入する。」これ、見た目は普通の地面なんですけれども、その下に穴を掘って、その下に水がためられる、見た目は普通の運動場や公園なんですけれども、そういう雨水貯留浸透施設を導入する。

「家庭や企業の雨水浸透柵・浸透トレンチ・浸透性舗装等の導入に対する補助制度を設ける。」「大雨が予想される際には、市民にバケツ等を庭やベランダに出してもらい、一時的に貯留の協力をお願いするなど、流域治水に対する市民への啓発を図る。」

「ひとつひとつの取り組みでの即効性は高くないが、長期的に取り組むことで大きな効果を発揮する。」

ということで、ここら辺の取組は、幾つか御意見あれば、また加えてもいいと思うんですけども。

基本的な考えは、今やってるような、浸水箇所自体の対策もする必要があるんですけども、全市的に水がその地点であふれないように、その手前の段階から雨水をなるべく河川に流入させないような仕組みづくりをしていくことが、長期的には軽減につながるのではないかとことです。

内川隆則委員

最後のバケツ等を庭やベランダに出してもらってというような言葉たいね。

この間、言葉では議論になったばってんね、文書として、議員は非科学的、非現実的なようなことば議論しよるとかって言われやせんじやろうかと思って。

松隈清之委員長

これは一つのイメージとか象徴みたいなもので、例えば規模にもよりますけど、20リットルとかのバケツを出していただいて、仮に2万世帯、皆さんが出していただくと、何立米とかっていう積算はできるんですよ。

これだけの、例えば水をためようと思ったら、調整池だったらどれくらいとか。

イメージとして、ちょっとずつ皆さんがこういうことをしていただくことで、調整池1個造るぐらいのことができるんですよって、皆さんにも、自分は浸水地域に住んでないから関係ないと思われてる方でも、そういう浸水対策についてできることがあるというのを、イメージとしてただお伝えしたいだけなんで、ここで言えなくても実はいいんです。入れなくてもいい。

ただ、市民——自分とは関係ないと思われてる人でも、何かそういう浸水対策にできることがあるっていうことを、市のほうからそういう啓発をしていただくためのことなので、正直、具体的に書かなくてもいいかなとは思ってるんですよ。あくまでイメージです。

要は、直接関係ない人だから関係ないじゃなくて、それぞれの人ができることがあるよっていうこと。

外しますか。お任せしますが。

西依義規委員

予算はかからんけど、相当ハードルが高いと思うんですよ、これ。全市的に運動を展開していこうとなれば、我々も実践せないかんことなんで。

だから、それを書いてもいいですけど、だから、「抽象的に書かんかい」と呼ぶ者あり)

自分のことと、みたいに何かやれることをやります、みたいな。

松隈清之委員長

じゃあ、バケツとかっていうのを外して、市民一人一人ができることみたいな表現に変えますか？

了解です。バケツを外して、若干その表現は変えていきますね。

西依義規委員

もう一個上の、家庭や企業の補助制度で、近隣をちょっと調べたんですよ、久留米市とか基山町。

で、久留米市が昨年9件、今年に入って6件、半分助成らしいんで7万円で3万5,000円の助成。

市の担当者に聞いたんですが、なかなか広がらないと。

公共施設でも何か取り入れてますかって聞いたんですけども、一応言うんですけど、やっぱり予算の関係と費用対効果を見て、なかなか公共施設でもやらないんで、というお話だったんで。

もちろん、やろうとすることはいいですけど、どうやってやらせるかを含めて——僕が思うのは、例えば町区公民館とかまちづくり推進センターをまず最初して、それで市民の皆さんにああいうのいいよっていうふうにせんと、ぱっと補助制度をつくりました、では多分久留米市さんみたいな結果で終わるんじゃないかな。

だから、一工夫が、何か提言があれば、何々などをこういうふうに家庭、企業に求めていきますっていうのもありかなと思います。

松隈清之委員長

例えば今、ここ、家庭や企業に対してって書いてますけど、この設けるの後に、まずは公共施設からとかっていうことで（発言する者あり）ただ、今、普通にあるやつを変えていこうとするのって、すごく嫌がると思うんですよ。

だから、更新時期とか新しく何かを新設するときには、そういうもの、大規模改修とかね。そういう更新のときとかが、多分一番やりやすいと思うんですよ。

けど、学校、教育委員会等に言わせれば、多分それ入れないと思うんですよ。今度、例えば田代小が始まるとか。

だから、そこまでもし委員会の提言として入れていくなら、その小学校とかの大規模改修にしてもらったほうが一番いいかなと思う。

副委員長が言われるように、そこがあったから、その前のページになるんですけど、提言のところで、複数の部にまたがると言ってるんですよ。

だから、担当の部署を明確にさせていただいて、それが複数の部にまたがるから、それをちゃんと調整していただきたいと。

要は、教育委員会には治水対策という意識はまずないので。だから、それを全市的な取組として、教育委員会でもそういう――管理する運動場もそうだし、建物もそうだし――そういうところのできる雨水対策があるっていうことを、きちっと全市的な取組としてやらないと。

例えば、これが建設部だけだとなかなかほかの部には行き渡らないですよ。

だから、そういうところもやっぱりこの提言の中である複数の部にまたがる施策だから、その調整機能として、そういうところにも治水対策を求めていってもらわないかんってところなんですよ。（「公共施設ちゅう意味合いでしょう」と呼ぶ者あり）

そうですね、ここは公共施設になりますね。じゃあ、などの公共施設にって入れます？公園や運動場などの公共施設にということですか。公共施設にっていう表現があったほうがいいですか。（「現状導入はしないでしょう」と呼ぶ者あり）

今は多分、コストの面からしたら、見た目は分からないんで。効果っていうのは、雨が降った時にしか分からないんで、公園の整備だけをしようと考えれば、コスト増になることは多分しないですよ。

だから、浸水対策をするんだという意思の下に事業をしないとできないです。

西依義規委員

前のページに戻って、調整機能としての組織をつくるとか、その防災の担当部署、統括をつくるみたいな提言を1つ入れられて、建設経済以外、教育委員会も含めて、総務も入れて、防水っていう調整機関をつくるって提言とかにしたらどうですか。

松隈清之委員長

多分、そういうこともあり得ると思うんですけど。ただ、現状大きく組織を変更させるようなことを言うよりは、まず担当を明確にして、そこで調整機能をきちっと果たして機能するようにしていただくほうが多分ハードルが低いかなと思って、こういう書き方をしてるんですよ。

組織自体を変更するってなると多分、ハードルが高くなって動いてくれないかなという気もしたので。

ここは、でも委員の皆さんが、いや、そういう組織としてつくるべきだということであれば、もちろんそういう提言をします。

西依義規委員

僕は、この5つの丸の例では多分進まないような気がするんですよ。何も変わらないよう

な気がするんで。

例えば、久留米市さんの今の広がりとかですよ。

公共施設はちょっと予算が高いからって、浸水の材料も、じゃあ側溝に、果たして入れるかどうかというの、多分どうかなという、いろいろ考えると。

この5個の中で、何か、一步でも進むようなのが見えない気がして、何か一步進む、市役所さんの組織がちょっと進むとか、何か施設には必ず入れるとか、何かそういうのを——あくまで提言なんで。

我々は一步でも進めたい、浸水対策を一步でも進めたいんですよっていう提言にせんと、あんまりこの委員会は、そこまで浸水はどうでもいいんじゃないかなと思われたらいかなと思ったんで。

ない頭をいろいろ絞って。(発言する者あり)

松隈清之委員長

じゃあ、公共施設から推進するみたいな表現をどこか入れましょうかね。(発言する者あり)

ただ、一般質問と違って、委員会から正式に議長を通じて提言されると簡単には無視できないですよ。(発言する者あり)

いや、だからこの今言った5つのことにしても、やっぱり正式に議長からこういう提言を執行部にするって言われると、議会の意思として、それはなかなか簡単には無視できないでしょうし、意識しないといけないなという。

西依義規委員

でもですねっていうのは、全部つくと思うんですよ、これ5つ。でもですねって、でもですねって。

だから、でもですねなら、じゃあこれぐらいはいいでしょうと、その情報の部分をちょっと1個、これはお金もかからんみたいな感じで、何か1個はハードルが低いやつを入れんと、実績としては、でもですねで逃げられて終わりなような気がしたんで。

松隈清之委員長

分かりました。

いずれにしても、公共施設とかから推進する、みたいな表現をどこかに入れますね。

飛松妙子委員

公共施設ということですので、まず新庁舎ではそういうことができないんでしょうか。そこからしていただく。

この中でできることはないですか。この中でできること、新庁舎で。

松隈清之委員長

いや、そこはこの場では返事ができないですけど。

もし、そういうことを言って、できるようなら、していただけるんでしょうけれども。

飛松妙子委員

この新庁舎が、防災拠点としての機能を持つということですので、これが具体的にできないのであれば、そういうパネルとか、そういうのもしっかり掲げてPRをする場所にするとか、そういう考え方もあるとは思いますが。

どこか一部分だけこういうことをすると、こんなふうになるんですよっていう、部分の説明とかPRができる場所に、新庁舎ができたらなとは思いますが。(発言する者あり)

松隈清之委員長

発注が終わってるので、設計変更してお金がかかってもいいということであれば、当然、議会がそれでいいということであればやりますけどって言うかもしれないですけど。

そこは執行部に確認をします。もし、何らか対応ができるようであれば入れます。ちょっとそこは執行部に確認させてください。(発言する者あり)

いや、要はそういう対策のためには、増額してもよしと議会が言うならば、やりますよっていうことになるかもしれない。

いずれにしても、そこは執行部に確認させてください。

よろしいですか。

齊藤正治委員

側溝等に浸透性の材料を使用するということですが、これもそうなんですけれども、要するに下流域の側溝の規格をやっぱり大きくするとか深くするとかせんと、上から下までみんな同じ大きさやけんが、そこら辺はやっぱり柔軟な対応をして(発言する者あり)流量計算も……。

松隈清之委員長

してはいるんでしょうけどね、量自体は。(発言する者あり)

どうですか。側溝の規格の見直しということですか。(発言する者あり)

下流域のほうを広くしたりってことですか。(発言する者あり)

ここで言う上流と下流っていうのは、エリア的な上流下流ですか。それとも、例えば、西田川に流れていく水路の……(発言する者あり)

暫時休憩します。

午前10時31分休憩

午前10時49分開会

松隈清之委員長

再開いたします。

浸水対策について、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

次に、人口減少対策として、空き家対策、市街化区域等について、いきますね。

まず、概要として、「本市の人口は増加を続けているが、近年は増加率の鈍化が見られる。それは大規模な住宅開発やマンション建設が減少する一方で、既存集落の人口減少が進んでいることが原因と見られる。

既存集落の人口減少の要因としては、家族世帯から子どもたちが独立して、夫婦世帯、独居世帯、空き家というプロセスを辿ることが考えられる。その後、新たな家族世帯が入居していけば全体としての人口は保たれていくが、周辺道路が狭隘であった場合は、利便性の悪さや再建築要件の厳しさ等によって資産としての魅力に乏しく、空き家のままとなるケースも少なくない。この状態を放置すれば集落の崩壊につながることも考えなければならない。

市街化区域内の集落の人口密度の低下は、コミュニティ崩壊という事だけでなく、上下水道などのインフラが有効に活用されていない事でもある。これは相対的にコスト増となり上下水道事業の経営も圧迫することとなる。また、人の目が少なくなることが犯罪の増加につながることも懸念される。

このように、集落の人口減少は様々な弊害を二次的に生み出すこととなり、それに対するコストもまた上昇することとなる。これを避けるためにも、効果的な対策を講じる必要がある。

幸いなことに、本市は地理的優位性もあり、現在でも住宅ニーズが旺盛で市街化区域内の小規模な宅地開発が続いている。狭隘な道路の問題を解消することで集落の持続可能性は高まることが考えられる。本市の「鳥栖市地域との協働による安全安心の道づくり事業」の制度見直し等が必要と考える。

もう一つの問題は、市街化区域内の未利用地（農地等）の問題である。本来市街化するべきエリアにも関わらず未利用地のまま放置されている。接続道路が確保される場合は問題ないが、接続道路が確保できないことにより放置されているケースも散見される。市街化区域の健全な発展及び既存インフラの有効活用の観点からも市街化区域内の未利用地の開発を促進する必要がある。

本市では、「開発行為に伴う接続道路整備補助事業」を創設し、開発行為の後押しを企図し

だが、現在までに制度活用の実績はない。抜本的な制度の見直しが必要と考える。」

これに対しまして、「住宅ニーズがあるにもかかわらず、空き家や未利用地のままであるということは、民間による開発の限界であるという認識のもとに、制度設計をする必要がある。」

現在本市の制度として、「鳥栖市地域との協働による安全安心の道づくり事業」や「開発行為に伴う接続道路整備補助事業」があるが、いずれも効果を上げていない。制度が活用され道路の拡幅や未利用地の開発が進むことが本市にとっての大きなメリットであり、責任であることを認識すべきである。

短期的視点でなく長期的な投資効果を鑑みて、活用しやすい制度設計とすることが求められている。」

で、提言でございますけれども、「本市で人口減少対策を講じる場合、先述の通り、「住宅ニーズ」がある、つまり社会増による流入があることは僥倖である。人口減少対策は多くの自治体が苦慮しており、様々なインセンティブを用意していることから考えると本市は恵まれていると言える。」

しかしながら、市街化区域内における開発可能な用地は当然のことながら限りがある。一方で、狭隘な道路又は接続道路がないことで開発されない用地や空き家は今後も残り続けることとなる。これを解決するためにも、現行制度の見直しが必要であると考えます。

「鳥栖市地域との協働による安全安心の道づくり事業」の見直し案については先に提示したので、ここでは「開発行為に伴う接続道路整備補助事業」について委員会の見直し案を提示する。

以下、参考にされたい。」

ということで、まず、補助対象といたしまして、現行は舗装工事費と側溝整備費となっているものに対しまして、それに、幅員4メートルを超える部分の用地費も補助対象にしてはどうかということでございます。

土地の所有は、今のところ、接続道路部分の所有者が開発申請者と同じ場合は対象外となっておりますが、これは先行取得する場合もあるんで、現実に即した運用に見直すと。これは執行部のほうも言っていましたね。

それから、補助金額については、現在、舗装に対して平米5,000円、側溝で平米2万円という単価が出ておりましたが、これは現実的な価格として、直近の公共単価ということに見直すことと。

用地費につきましては、評価額が妥当ではないかということで、見直し案では上げております。

補助金の上限につきましては、1件につき300万円と今なっておりますが、これは開発規模

に応じて段階的に設定すると。

備考で、開発に伴う税収増を想定し、先行投資と考えて、規模が大きければそれに応じた補助金額にするという内容でございます。

それから、現行では6メートル未満の拡幅整備は2分の1、6メートル以上で満額出るということですが、これは、先ほどの安全安心の道づくりでもありましたけれども、6メートル以上を、原則6メートル以上とすることが望ましいが、工作物や土地の形状から一部6メートルに満たない場合は柔軟に対応すると。

それから、今は制度自体は継続運用をされておりますが、これを10年あるいは15年程度の期限を設けて、早くやらなければ、補助事業はなくなるかもしれませんよという、背中を押す意味で時限的な措置とすると。

期限経過後に、まだ開発すべき用地がまだ残っているとすれば、そこは延長することも想定をしておいていいんじゃないかということでもあります。

この見直し案につきましては、話をもうある程度しておりましたが、またここで御意見ありましたらどうぞ。

よろしいですか、話は大体していた部分にはなると思います。（「何て読むと」と呼ぶ者あり）僥倖（ぎょうこう）、幸せだということです。

よろしいですかね。内容的には。

西依義規委員

概要のところの2行目に、それは大規模な住宅開発やマンション建設が減少するってあるんですけど。またちょっと増えてきて、これ要らんかなという。

松隈清之委員長

外しますか。確かに最近、またマンション建設増えてきたんですよね。じゃあ、ここ外しておきますか。じゃあ、大規模な住宅開発が減少する一方、にしておきますね。

分かりました。確かに最近ちょっとマンション増えてきたんですよね。

それでは、最後のところでいいですか。（「もう一ついいですか」と呼ぶ者あり）

西依義規委員

もう一つの問題は、という文章のところ、市街化区域内の未利用地の問題がってところに、本来、市街化すべきエリアにもかかわらずというところを、市街化区域がどういうものかというのを入れたほうがいいということがあって。

例えば、本来、市街化区域はおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされているにもかかわらず、未利用地のまま放置されているとか。

その市街化区域はこうなんだけどうなってるっていう、説明を入れたらどうかなって

いう。

松隈清之委員長

本来市街化区域は、ということで市街化区域の説明を入れるってということですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

どうですか。よろしいですか、そういうことで。

西依義規委員

おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域という単語を入れたら。

松隈清之委員長

分かりました。それ追加します。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

じゃあ最後は、終わりにということなんですけれども、「本委員会の所管事務の一部について調査をしてきたが、執行部がそれぞれに行政としての目的を持って事業を進めていることは理解している。しかしながら、結果が出せているかについては十分とは言い難い。

政策とは目的を達成するための手段であり、達成できなければ政策や制度の変更は必然であると考えます。また、結果を出すためには政策や制度を広く周知して、市民の理解を得ることが重要であることは言うまでもない。

目的の達成とは、すなわち市民への行政サービスの向上である。水害の軽減、道路の安全性・利便性の向上、市街化の促進等は市民満足度の向上につながるものである。逆に言えば、目的が達成出来なければ市民満足度は向上しない。目的達成に向け執行部の弛まぬ努力に期待するとともに、委員会としても政策・制度への検証に引き続き取り組んでいきたい。」

という終わり方にしております。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、今日御意見頂いた部分につきまして、整理をいたしまして、8月、これで最終の予定でよろしいですか。各委員さんの御都合どうですかね、8月は。

特に急ぎはしないので、定例会直前でも別に構わないんですけど。（「何ばすっと」と呼ぶ者あり）

今日御意見頂いた分の内容の確認です。（「完成版をまた皆さんで読んでいただくという」と呼ぶ者あり）（「よかろうもん」と呼ぶ者あり）

御一任いただけますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会建設経済常任委員長 松 隈 清 之

